

平成 29 年 12 月 13 日

関係各位

博多港コンテナターミナル
オペレーター会



ジェネレーター（発電機）積載のシャーシ等での CY 入場に関しまして

平素よりターミナルの運営に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、かねてよりジェネレーター（発電機）積載のシャーシにつきましては**特殊車両扱い**となりご来場の場合には、ターミナルでの事故等を未然に防止するため「**特殊車両札**」を携帯し、コンテナ積み下ろしの際にその札を荷役機器ドライバーへ提示するようお願いしておりますが、この徹底がなされておられません。

つきましては、特殊車両に起因する事故を防止するため、現在の「特殊車両札」の提示に加え、ゲート到着の際、ドライバー様からゲートに常駐している検数員に対し、特殊車両で来場した旨を報告して頂くようお願い致します。

特殊車両のドライバー様から検数員に対する報告無しでターミナル内に入場した場合、発生したトラブルについてターミナルは責任を負いかねますのであらかじめご了承下さい。また、今後改善が見られない場合は、特殊車両での入場をターミナルとしてお断りさせて頂くことを検討します。

安全なターミナル運営の為、利用者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

以上